

◆◇
令和4年10月6日発行

なごや消費生活注意喚起情報【第8号】SNSをきっかけにした「もうかる話」にご注意ください！

[発行：名古屋市消費生活センター]

◆◇

■SNSで知ったコンテンツビジネスの情報商材*1を、借金して契約した。やってみたがもうけは出ない！

(*1 情報商材…インターネットで、高額収入を得るためのノウハウ等と称して販売されている情報)
画像専用SNSで、コンテンツビジネスの情報商材を知った。興味があったので無料通話アプリの公式アカウントにも登録した。無料通話アプリのビデオ通話で話を聞いたら、「始めて1ヶ月で1万円、2か月で3万円、半年くらいたてばひと月40～50万円くらいかせげる。」「自分もあなたと同じ年で始めたが、今ではこのビジネスだけで生活できるくらいの利益が出ている。」などの説明を受けた。料金は50万円で「お金がない」と言うと、消費者金融で借金をして支払う方法を教えられ、電話で指示を受けながらその申請をした。借りた50万円はすぐに指定された銀行口座に振り込んで、契約の手続きを完了した。
無料通話アプリのメッセージにURLが届き、案内されたウェブサイトログインして提供されている動画を見た。自分が興味のあるテーマでブログを開設し、訪れた人を有料でサポートしたり悩み相談を受けたりするノウハウが説明されていたが、とても利益が得られるような内容ではなかった。

■簡単に「もうかる」話はありません！

転売ビジネスやアフィリエイトなどのビジネスノウハウ、FX・バイナリーオプションや仮想通貨などの投資ノウハウや自動売買システム、オンラインカジノやバカラ賭博などのギャンブル必勝システムなど、情報商材に関する相談が後を絶ちません。広告や勧誘の言葉はもうけが出ることばかりを強調し、具体的なやり方を示すものではありません。事前に内容を確認できないので、広告や勧誘の言葉を信じて借金をしてまで始めたものの全く収益が上げられず、返済困難になるケースがほとんどです。

■SNSの「知り合い」の話をうのみにしないで！

残念ながら、SNSで知り合う人の中には初めから悪意を持って近づいてくる人もいます。どんなに信用できる人だと思っても、お金の話、特に借金の話になったら要注意！簡単にかせげる方法などありません。「不審だ」「内容がよくわからない」時には、きっぱり断る勇気が必要です。

※ **弁護士に無料で相談できます(電話のみ)** 令和4年10月12日(水) 10:00～16:00 ※

「SNS・アプリ経由の投資詐欺、副業詐欺消費者被害110番(主催：愛知県弁護士会)」

Tel: 052-223-2355 (当日のみの専用番号)

対象：SNS、アプリ(マッチングアプリ、外国語学習アプリ)等をきっかけとする海外投資、暗号資産(仮想通貨)投資、ロマンス詐欺、副業詐欺、マルチ・ねずみ講等の消費者被害

◆◇
■「困った」「おかしいかな?」と思ったときは

名古屋市消費生活センター Tel: 052-222-9671 (くろーない)

月～土曜日(祝休日、年末年始を除く) 9時から16時15分まで

〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階

名古屋市消費生活センターウェブサイト「情報ナビ」 <https://www.seikatsu.city.nagoya.jp/>

Twitter <https://twitter.com/nagoyashishouhi>